

2 上位計画・関連計画等

2-1 上位計画・関連計画

(1) 上位計画

本計画の策定において、整合を図るべき上位計画は次のとおりである。

ア 第五次福山市総合計画 第1期基本計画

第五次福山市総合計画は、行財政運営の最上位となる計画であり、2017年(平成29年)7月に策定(改訂)している。

防災に関しては第1期基本計画の中の「災害に強いまちづくり」において、次のことを掲げている。

□目標とする姿

大規模災害への備えが強化された災害に強いまち

□取組の方向性(今後の方向性)

- ・近い将来、発生が予測される南海トラフ地震など大規模災害に備え、市民の防災意識を高めるとともに、自主防災組織との連携など地域防災力を強化します。また、学校施設の耐震化の取組も強化するとともに、広域的な連携・応援体制づくりを進めます。
- ・豪雨や高潮による道路冠水や住宅地の浸水被害を軽減するため、河川、水路の整備や雨水排水設備の整備に取り組みます。
- ・火災・事故を防止するとともに、もしもの時に市民の安全を守る体制を充実します。

□目標達成のための取組

○地域防災力の強化

大規模な災害を想定したまちづくり、人づくり、連携体制づくりを進めます。

<主な取組>

- ・避難行動要支援者の避難支援
- ・地域防災力強化のための人材育成
- ・自主防災組織の育成支援

○災害に強い施設の整備

災害から市民の生命と財産を守るために、災害に強い施設の整備に努めます。

<主な取組>

- ・土砂災害防止対策の推進
- ・公共施設の耐震化の推進
- ・河川・水路の整備
- ・浸水対策の推進

○消防・救急体制の充実

地域住民の安心と安全の確保に向け、複雑多様化する災害に迅速・的確に対応します。

<主な取組>

- ・火災予防の推進
- ・消防力の充実
- ・救急・救助体制の充実

イ 福山市地域防災計画

地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき策定する計画であり、現行計画は、2019 年(令和元年)12 月に修正を行っている。

基本・風水害対策編と地震・津波災害対策編からなり、各編の災害予防計画において、基本方針として次のことを掲げている。

【基本・風水害対策編 第 2 章災害予防計画】

○基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速、的確かつ実効性を期するため、災害予防責任者（市、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 防災業務施設・設備の整備に関する事項
- 2 防災施設の新設又は改良に関する事項
- 3 防災活動の促進に関する事項
- 4 教育、訓練に関する事項
- 5 調査、研究に関する事項
- 6 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する事項
- 7 円滑な避難体制の確保に関する事項
- 8 災害備蓄に関する事項
- 9 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する事項
- 10 災害危険箇所に関する事項
- 11 林野火災の予防に関する事項

【地震・津波災害対策編 第 2 章災害予防計画】

○基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速かつ的確な実行を期するため、災害予防責任者（指定行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 防災都市づくりに関する事項
- 2 市民の防災活動の促進に関する事項
- 3 調査、研究に関する事項
- 4 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する事項
- 5 危険物等災害予防に関する事項
- 6 災害対策資機材等の備蓄等に関する事項
- 7 避難行動要支援者対策に関する事項
- 8 災害救助基金に関する事項

また、地震・津波災害対策編の災害予防計画では、「防災都市づくりに関する計画」として次のことが掲げられている。

1 方針

- (1) 市をはじめ各防災関係機関は、地震・津波発生による被害をできるだけ防止し、市民が安心して生活できるよう災害に強い都市づくりに努めるものとする。
- (2) 公共施設等防災拠点となる施設の耐震性、防災性の向上を図り、また災害を防止、緩和するオープンスペースの整備を行い、防災性の高い都市構造の形成を目指すものとする。
- (3) この防災都市づくりは、長期的視点の下で、計画的に実施するものとする。
- (4) 県が策定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に実施すべき事業を計画的に推進するものとする。

2 防災上重要な公共施設等の整備

- (1) 防災上重要な建築物の整備
- (2) 幹線道路、橋梁の整備
- (3) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策
- (4) 河川、河岸の整備
- (5) 港湾の整備
- (6) 鉄道の整備

3 住宅、建築物等の安全性の確保

- (1) 一般建築物の耐震性の向上
- (2) 居住空間内外における安全確保
- (3) 文化財及び文化施設各建築物の耐震性の向上
- (4) 宅地の安全性の確保
- (5) 公営住宅の耐震化の推進
- (6) 土砂災害の防止対策の推進

4 ライフラインの整備

- (1) 各ライフラインの整備
- (2) ライフライン共同収容施設等の整備

5 防災性の高い都市構造の形成

- (1) 建築物の不燃化
- (2) 防災空間の確保
- (3) 市街地再開発事業等の推進

6 広島県地震防災戦略の策定

7 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

ウ 福山市歴史文化基本構想

福山市歴史文化基本構想は、本市の文化財行政のマスタープラン（最上位計画）となるものであり、2018年（平成30年）3月に策定している。

本市としては、市民・地域が主体となり専門家、民間団体、行政等が連携して文化財とその周辺環境を守り、伝えていき、歴史文化を活かしたまちづくり・人づくりを推進することを目指している。

この中では関連文化財群と歴史文化保存活用区域という新たな考え方を取り入れており、鞆町に関わる主なものは次のようになる。特に関連文化財群に関しては、全市で16のストーリーを設定しているが、鞆町はそのうち10ストーリーが該当する。

■関連文化財群

- 街道ともてなし文化～古代・近世山陽道を軸とした交流の道と文化～（鞆街道）
- 港町と海道の文化～瀬戸内海がもたらした交易・交流の遺産～
- 守り、育んできた自然～地域に息づく自然の造形と貴重な動植物～
- 地域に息づく歴史的な町並みと建築文化
- 海・山・町の文化的景観～暮らしと生業、風土が培ってきた美しい空間～
- 荘園の発達と中世武士の台頭～福山の中世世界社会構造～
- 福山の学問・文芸～学びの文化とその広がり～
- 暮らしに息づく民俗芸能と習俗・伝承～連綿と引き継がれてきた伝統文化～
- 海・山・川の恵みと食文化～今の暮らしに息づく伝統的な食～
- ものづくりの足跡と引き継がれた地場産業

■歴史文化保存活用区域

- 南部臨海地区（鞆町、走島町、沼隈町、内海町ほか）

また、文化財の保存・活用を推進するための体制整備と取組の展開の中では、文化財の危機管理に関して次のように記載している。

■文化財の危機管理（防犯・防災）

文化財は落書きや盗難、災害などによってき損・滅失してしまうことが少なくありません。このため、文化財保護指導員をはじめとした市民、所有者等へ文化財の防犯・防災に関する意識啓発を図るとともに、文化財の防犯については警察、防災については消防局や危機管理担当部局と連携しながら取組を進めます。

また、所有者や地域に対しては、文化財の日常の管理方法や防災対策の現状、災害時の文化財の避難方法、教育委員会などの関係機関との連絡方法などについて確認を行い、文化財に関する防災計画の作成を推進します。

※関連文化財群

地域に存在する有形・無形の文化財を、歴史的関連性や地域的関連性等に基づいて、「相互に関連性のある一定のまとまり」（関連文化財群）としてとらえ、地域の歴史や文化を語る重要な資産として、総合的に保存・活用していくというもの。様々なテーマやストーリーのもとで、関連する複数の文化財をつないで活かす方策。

※歴史文化保存活用区域

不動産である文化財や有形の文化財だけではなく、無形の文化財も含めて文化財が特定地域に集中している場合に、文化財と一体となって価値を形成する周辺環境も含め、当該文化財（群）を核として文化的な空間を創出するための計画区域として定めることが望ましい区域である。

エ 福山市鞆町伝統的建造物群保存地区保存計画（2019 年 12 月改正）

福山市鞆町伝統的建造物群保存地区保存計画（以下「保存計画」という。）は、福山市伝統的建造物群保存地区保存条例第 3 条に基づき、2017 年(平成 29 年) 7 月に策定し、2017 年(平成 29 年)12 月、2018 年(平成 30 年)12 月、2019 年(令和元年)12 月と 3 度の改正を行っている。

保存計画の中で「防災対策」としては、次のことを掲げている。

① 防災計画

保存地区は数多くの木造建築物で構成され、防火面と耐震面に課題がある。更に、過去には高潮による浸水被害が生じており、高潮対策にも課題がある。火災、地震、高潮を含む災害リスクにハード、ソフトの両面からの確に対応し、予防や被害軽減を図ることができるよう、保存地区の総合的な防災計画を早期に策定する。

② 防災事業

防災計画に基づき、必要な警報設備、消火設備、貯水槽、防潮施設、排水設備等の施設や設備を、歴史的風致との調和に配慮しつつ、設置又は改修する。また、既存の防災施設や設備の点検整備に努める。

保存地区内の市が所有する建築物等については、火災や地震等に対する脆弱性を検討し、必要かつ適切な補強等の措置を施す。その際、伝統的建造物にあつては、その特性を損なうことがないように注意する。

保存地区内の個人が所有する建築物等については、火災や地震等に対する脆弱性を検討し、必要かつ適切な補強等の措置を施すよう働きかける。

保存地区の住民その他の関係者が自助、共助による防災対策や避難対策の充実や強化を図れるよう、ワークショップの開催やマニュアルの作成等により、防災意識の向上と正しい情報や知識の共有を図る。また、自主防災組織の育成を支援すると共に、防災演習の定期的な実施に努める。

保存地区への来訪者の安全対策や避難対策の充実に努める。

■福山市鞆町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例（2015 年 7 月 2 日 条例第 33 号）」

条例の内容（一部省略）は、次のとおりである。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第85条の3の規定に基づき、福山市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成12年条例第58号。以下「保存条例」という。)において定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により備後圏都市計画伝統的建造物群保存地区として決定された鞆町伝統的建造物群保存地区の区域内における法の規定の適用の除外及び制限の緩和について定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)で使用する用語の例による。

(大規模の建築物の主要構造部に係る制限の緩和)

第3条 保存条例第3条第2項第2号に規定する伝統的建造物(以下「伝統的建造物」という。)について、現状変更(増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をいう。以下同じ。)をする場合において、床面積が200平方メートル以下の階又は床面積200平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画されている部分に、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けたものであって、次の各号のいずれかに該当するものについては、法第21条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 主要構造部である柱及びはりを不燃材料で造り、又は覆われたもの
- (2) 前号と同等の措置がとられたものとして市長が認めたもの

(居室の採光に係る制限の緩和)

第4条 伝統的建造物について、現状変更又は用途の変更をする場合において、次の各号のいずれにも該当するものについては、法第28条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 現状変更又は用途の変更後における法第28条第1項の規定に適合しない各居室の床面積が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日における当該各居室の床面積以下であるもの
- (2) 現状変更又は用途の変更後における法第28条第1項の規定に適合しない居室であって、採光のための窓その他の開口部の、その採光に有効な部分の面積が、施行日の前日における当該面積以上であるもの
- (3) 政令第128条の5第7項に規定する建築物の部分を除き、現状変更又は用途の変更後における法第28条第1項の規定に適合しない居室及び当該居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを政令第128条の5第1項第2号に掲げる仕上げとしたもの
(一部改正〔平成28年条例34号〕)

(敷地等と道路との関係における制限の緩和)

第5条 建築物について、現状変更をする場合において、次の各号のいずれにも該当するものについては、法第43条の規定は、適用しない。

- (1) 建築物の敷地に接する部分の道の幅員が、施行日の前日における当該道の幅員を確保されているもの
- (2) 隣地境界線(道に接する隣地境界線は、その道の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。)から、1階にあっては3メートル以下、2階以上にあっては5メートル以下の距離にある建築物の部分(防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分を除く。)の外壁及び軒裏を防火構造とするもの
- (3) 現状変更後における建築物の用途が、施行日における当該現状変更を行う敷地に存する建築物の用途と同じであるもの
- (4) 現状変更後における建築物の容積率が、施行日における当該現状変更を行う敷地に存する建築物の容積率を超えないもの
- (5) 現状変更後における建築物の最高の高さが、施行日における当該現状変更を行う敷地に存する建築物の最高の高さを超えないもの

(道路内の建築制限の緩和)

第6条 建築物について、新築又は現状変更をする場合において、次の各号のいずれかに該当するものについては、法第44条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 伝統的建造物の現状変更をする場合における、当該伝統的建造物の壁面(建築物の壁又はこれに代わる柱、軒、ひさしその他これらに類するもの及び当該建築物に附属する門又は塀をいう。以下この条において同じ。)の位置が、施行日の前日における当該伝統的建造物の壁面の位置から当該壁面が面する道路の側に越えないもの
- (2) 伝統的建造物以外の建築物の新築又は現状変更をする場合における、当該建築物の壁面の位置が、当該壁面が面する法第42条第2項の規定により道路とみなされる道の境界線から当該道の側に越えないもの

(建ぺい率の制限の緩和)

第7条 伝統的建造物について、増築又は改築をする場合における当該増築又は改築後の建ぺい率が、施行日の前日における建ぺい率を超えないものについては、法第53条第1項の規定は、適用しない。

- 2 前条各号のいずれかに該当する建築物について、道路の境界線から道路の側に越えてある当該建築物の部分は、建築面積に算入しない。

(建築物の各部分の高さに係る制限の緩和)

第8条 建築物について、次の各号のいずれかに該当するものについては、法第56条第1項第1号の規定は、適用しない。

- (1) 伝統的建造物の増築、改築又は移転をする場合における、当該伝統的建造物の各部分(法第56条第1項第1号の規定に適合しない部分に限る。)の高さが、施行日の前日における当該伝統的建造物の各部分の高さを超えないもの
- (2) 伝統的建造物がある街区において当該伝統的建造物が面する道路と同じ道路に面して伝統的建造物以外の建築物の建築をする場合における、当該建築物の各部分の高さが、当該伝統的建造物の当該道路の当該建築物がある側の境界線からの水平距離が同じ位置にある各部分(法第56条第1項第1号の規定に適合しない部分に限る。)のうち最高の高さを超えないもの

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日において建築、修繕又は模様替の工事中の建築物に係る第5条の規定の適用については、同条第3号から第5号までの規定中「に存する建築物」とあるのは、「に存する建築物(施行日において建築、修繕又は模様替の工事中のものを含む。)」とする。

附 則(平成28年3月16日条例第34号)

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

(2) 関連計画

本計画の策定において、整合を図るべき関連計画は次のとおりである。

ア 福山市耐震改修促進計画

福山市耐震改修促進計画は、耐震改修促進法（正式名：建築物の耐震改修の促進に関する法律）に基づく計画であり、第2期計画を2017年(平成29年)3月に策定している。

本計画における耐震化の目標としては、2020年度(令和2年度)の住宅の85%、多くの者が利用する建築物は95%と耐震化率を設定している。

また、耐震化の促進に向けた施策として、次の事項を掲げている。

○住宅の耐震化の促進

- ・耐震診断・耐震改修の相談コーナーの設置
- ・建築士等による耐震相談会や耐震診断・耐震改修に関する講習会等の開催
- ・自主防災組織、自治会等と連携した出前講座、講習会などの開催 など

○多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進

- ・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物および学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等は、要緊急安全確認大規模建築物として、重点的に耐震化を促進
- ・地震発生時に通行を確保すべき避難路の沿道建築物に対して重点的に耐震化を促進
- ・病院、官公署等、大規模地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物の耐震化を促進 など

○地震時の建築物等の総合的な安全対策

- ・次の安全対策や落下物等の点検の必要性について周知・啓発を行い、地震発生による災害に対する安全性の確保を図る。

建築物の窓ガラスや外壁タイル、屋外広告物等の落下防止対策

ブロック塀等の倒壊対策

家具の転倒防止対策

エレベータ等の地震時の被害内容等

大規模建築物における天井の補強方法や脱落対策

建築物の不燃化

○補助制度や税制優遇

- ・木造住宅の耐震診断費の補助事業の周知等、住宅所有者による取組を支援
- ・耐震改修を行った場合、所得税額の控除と固定資産税の減額を受けることができる「耐震改修促進税制」を周知
- ・土砂災害特別警戒区域内の住宅・建築物の土砂災害対策改修に対して補助を実施

など

○相談窓口充実、制度の周知

- ・耐震診断・耐震改修等に関して随時相談できる窓口の設置や、建築関連技術者による具体的な相談ができる体制を整備
- ・リフォームに併せて耐震改修を行った場合のメリットやその手法等に関する情報を提供

イ 福山市都市計画マスタープラン

福山市都市計画マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）は、都市計画法に基づく計画であり、2008年（平成20年）8月に策定している。

全体構想の都市整備の基本方針の中で「安全・安心な都市づくりの方針」として、次の事項を掲げている。

(1) 整備の方針

風水害や地震などの災害に強い安心・安全な都市づくりをめざし、自助・共助・公助を基本として地域・事業者との協働による「防災まちづくり」を推進します。

また、市民が安心して暮らせるよう犯罪が起こりにくい環境を整備するため、防犯対策を強化した都市づくりを推進します。

(2) 主な取組

① 防災拠点施設やライフラインの整備

災害時の拠点施設や避難所、避難や緊急輸送を確保するために必要な道路・橋りょう・港湾施設などの耐震性の向上を図るとともに、都市公園への耐震性貯水槽の設置など、災害応急対策施設の整備を推進します。また、上水道などのライフラインの耐震化や復旧の迅速化を図るためのシステムの構築を図ります。

② 住宅・宅地の安全性の確保

治山・治水、砂防及び海岸整備などにより、宅地の安全性の向上を図ります。また、建築物が密集し火災の延焼する危険性が高い区域における防火・準防火地域の見直しを検討するとともに、建築物の耐震化を促進します。

③ 地域の防災力の向上

地域の防災力の一層の向上に向けて、自治会や自主防災組織などと緊密な連携を図ります。

④ 防犯対策の強化

街路灯の整備や、周囲からの見通しを確保した公園の整備など、犯罪が起こりにくい安心・安全な環境の整備に努めるとともに、地域における防犯活動の充実に向けて、警察や関係団体などと連携した自主防犯組織の育成や支援を推進します。

また、地域別まちづくりの方針の中で伝統的建造物群保存地区を含む南部地域の「安全・安心な都市づくりの方針」として、次のことが掲げられている。

① 災害時の拠点施設や避難所となる公共施設の耐震改修を計画的に行います。また、避難や緊急輸送のために必要な道路・橋りょう・港湾施設についても、計画的な維持補修により、安全性を確保します。

② 上下水道などのライフラインの耐震化や消防水利等の災害応急対策施設の整備・耐震化を図ります。

③ 住宅・宅地の安全性を確保するため、急傾斜地崩壊対策事業をはじめとする土砂災害や水害防止対策を進めます。

④ 轄地区内の密集市街地については、辻広場や小公園等のオープンスペースを配置するなど、災害に強いまちづくりを促進します。

⑤ 地域の防災・防犯力の一層の向上に向けて、地域や関係団体と緊密な連携・協力体制を整えるとともに、防犯灯や見通しのよい公園整備など、犯罪が起こりにくい安心・安全な環境の整備に努めます。

ウ 福山市景観計画

福山市景観計画は、景観法に基づく計画であり、2011年(平成23年)3月に策定している。

この景観計画は、人々の生活、経済活動等と調和した景観の保全や創出によって潤いある豊かな生活環境を創造していくために目標、方針、取組などを示すものである。

鞆町は南部地域に入っており、地域別の景観づくりの方針及び良好な景観づくりのための行為の制限と基準は次のようになる。

南部地域

<具体的な景観づくりの方針>

○鞆地区では、歴史的なまち並みの保存・修景や周辺の自然の保全、伝統的な文化の継承などにより、市民の誇りとなり、観光客にも愛される魅力的な景観をめざします。

良好な景観づくりのための行為の制限と基準

○届出対象行為

- ・建築物の新築、増築、改築又は移転：高さ13m超、建築面積1,000㎡超
- ・工作物：高さ13m超、築造面積1,000㎡超 など
- ・開発行為：都市計画区域3,000㎡超、都市計画区域外10,000㎡超
- ・水面の埋立又は干拓：面積200㎡超
- ・その他：土砂の採取、再生資源等の堆積 など

○景観づくりの基準

- ・大規模行為に共通する事項：行為地の選定、緑化などの基準
- ・建築物の建築等：形態・意匠、色彩、素材、建築設備等、その他の基準
- ・工作物の建設等、開発行為、水面の埋立などの基準

エ 鞆まちづくりビジョン

鞆まちづくりビジョンは、鞆学区まちづくり推進委員会の協力のもと、ワークショップを通じて住民の意見の把握と反映、合意形成を図りながら、2018年(平成30年)3月に策定している。

ビジョンでは5つの目標を設定し、そのもとに地域の取組を明らかにするとともに、ビジョンの実現を下支えする行政の取組を位置づけている。

まちづくりの目標

- (1) 安心・安全に暮らし続ける環境づくり
- (2) 伝統・文化を受け継ぐ
- (3) 出会い・ふれあい・支えあい
- (4) まちづくりの体制
- (5) 実現を下支えする行政の対応

2-2 関連事業

計画区域及びその周辺において実施中の防災に関連する事業は、次のとおりである。

＜高潮対策事業：広島県＞

過去の台風などで度重なる高潮による浸水被害を受けてきたことや、地震による津波対策の必要性があることから、高潮対策護岸や起伏式ゲートの整備が進められている。

- ・江之浦～焚場間
- ・西町・道越地区

＜無電柱化事業：広島県＞

主要地方道福山鞆線，鞆松永線において，道路幅員の確保による歩行空間の確保と，災害時に電柱が倒壊して，交通の障害となることを防ぐために，電線類等の地中化が進められている。

＜（仮称）鞆町町並み保存拠点施設の整備：福山市＞

保存地区の中心部に位置する市所有の施設について，地域住民が主体的に町並み保存の推進や地域活性化に資する活動を行うための拠点施設として整備中。

＜耐震性貯水槽の整備：福山市＞

鞆町内において，防災性の向上を図るために，耐震性貯水槽の整備を継続的に進めている。

また，現在，具体化に向けて取り組んでいる，防災に関連する主要な事業は，次のとおりである。

＜山側トンネルを含む県道バイパスの整備：広島県＞

通過交通の排除と，観光交通の東側交通・交流拠点への誘導により，中心部の交通量が減ることで，現道の安全性の向上が図られる。

また，鞆を経由し沼隈半島を通る新たな広域交通ネットワークが形成されるとともに，災害時の広域的な移動・避難ルートが確保される。

- ・2023 年度開通予定

＜防災広場の整備：福山市＞

木造家屋の密集や狭あいな道路網，さらには近年，保存地区内で発生した火災の現状などから，防災に資する機能を備えた広場の整備を検討している。